

第38回むつ市都市計画審議会 17条縦覧の意見の要旨と市の考え方

提出順	意見の種類	意見番号	意見の要旨	市の考え方
1	用途地域の変更（むつ市決定）	1	中央一丁目、二丁目のむつ市役所一帯の用途地域について、市役所が移転に伴い市街の形成が同地区に集約されてきているのに第一種低層住居専用地域のままなのはおかしいので、近隣商業地域に近い用途変更をするべきである。	商業系用途地域へと新規に変更するのは、中心市街地活性化との整合性から、難しいと考えます。 および別途資料 「都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について」を参照願います。
	要望	2	市役所の移転に伴い、周辺道路が大変混雑しているため、早急に道路整備をし、交通の混雑を解消してほしい。	市といたしましても、市役所本庁舎周辺における防災上の観点等から道路整備の重要性を認識しておりますので、早急に整備を進めてまいりたいと考えております。
2	用途地域の変更（むつ市決定）	3	用途地域の変更理由として、緩衝帯機能を挙げていますが緩衝帯機能というのであれば歩道幅を広く確保し、植樹をほどこすなどアメリカおよび近隣諸国の街づくりに学ぶべきであります。	山田町地区については都市計画道路としては廃止しますが、現道で約10mの幅員があり、国道338号と国道338号バイパスを南北につなぐ重要な路線であり、バス路線にもなっています。この道路沿道が現状では第一種低層住居専用地域となっているため、道路中心線から35m幅の沿道型で第一種中高層住居専用地域に変更し、後背地において閑静な住宅地としての住環境の向上を目指すものです。 柳町二丁目地区については田名部地区の中心市街地に隣接しており、周辺の幹線道路沿道に第一種住居地域が路線式30mで指定されています。現状では隣接して第一種低層住居専用地域となっているため、田名部地区の南側、西側と同様に第一種中高層住居専用地域を指定し、後背地において閑静な住宅地としての住環境の向上を目指すものです。 ご意見のとおり緩衝帯機能としての道路空間づくりもごさいますが、今回は後背地の住環境を維持向上するために、路線型での用途地域を変更する案としています。
		4	むつ市役所周辺地区の後背地を第二種住居地域に指定することはあえて言えば詭弁にすぎない。	市庁舎が移転したことで商業施設から公共施設への土地利用転換が行われているため、用途地域指定を変更することとしています。
		5	川守町地区については、公聴会で述べたとおり（土砂災害特別警戒区域なのだから、用途地域を変更するのはおかしい）不可解な変更理由であります。	川守町地区においては、地域のほとんどが土砂災害の恐れがある区域である土砂災害警戒区域ですので、土砂災害防止法における建築行為や開発行為が制限される特別警戒区域ではありません。それぞれの法律に基づいた土地利用が図られるように規制誘導を行っていきます。
		6	都市づくりの目標に掲げた都市計画を作成するのであれば、工学知識はもちろん経済・思想・哲学等ありとあらゆる知識を合体させなければならない。	都市づくりに関するご意見といたします。
3	用途地域の変更（むつ市決定）	8	公聴会において公述したむつ市役所の南側に位置する中央一丁目、二丁目の土地について、既に中央二丁目の交差点を中心にむつ市一番の商業施設の集積地となっており、交通混雑が生じるほど人が集まっている。とりわけ市役所が移転して以来、市街の形成が公共施設を含め中央二丁目、一丁目集約され、またマスタープランにおいても当該地区を商業・業務エリアと位置付けているので、近隣商業地域若しくは最低限でも第二種住居地域に変更することを強く求めます。	商業系用途地域へと新規に変更するのは、中心市街地活性化との整合性から、難しいと考えます。 および別途資料 「都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について」を参照願います。
		9	なお、中央一丁目、二丁目の字界にある複合施設（ケースデンキ、アサヒドラッグ、しまむら）敷地の一部が現在、第一種低層住居専用地域となっておりますが、既に商業施設が立っている敷地ですので今回近隣商業地域へ変更する必要があります。	別途資料 「都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について」を参照願います。
4	用途地域の変更（むつ市決定）	11	一昨年提案制度を活用して提案され、都市計画審議会により都市計画の変更作業を控えているのでそれにあわせて検討すべきとされた柳町三丁目地区について、地区住民の意思は既に確認されており、また、地権者においては当該地区の開発行為の許可を受け、用地の造成を終えている等条件は整っているため先に出されている意見を尊重し変更をすべきである。	都市計画提案がされたまとまった一団の土地での用途地域の変更は、後背地の住宅街の環境に影響を与えることが懸念されます。ですから、個別の一団の土地利用における用途地域の変更の際は、地区計画等の活用を検討すべきものと考えます。 および別途資料 「都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について」を参照願います。